

15 財 政

15-1 一般会計決算状況

(1) 歳入

平成30(2018)年度

単位：千円、%

区 分	決 算 額	構 成 比
歳入総額	51,824,207	100.0
市税	19,363,722	37.4
地方譲与税	419,805	0.8
利子割交付金	23,995	0.0
配当割交付金	51,025	0.1
株式等譲渡所得割交付金	46,002	0.1
地方消費税交付金	2,265,722	4.4
ゴルフ場利用税交付金	36,584	0.1
自動車取得税交付金	150,823	0.3
地方特例交付金	93,040	0.2
地方交付税	4,764,782	9.2
交通安全対策特別交付金	12,749	0.0
分担金及び負担金	418,820	0.8
使用料及び手数料	834,249	1.6
国庫支出金	7,182,512	13.9
県支出金	3,994,214	7.7
財産収入	197,863	0.4
寄附金	252,895	0.5
繰入金	1,657,124	3.2
繰越金	2,665,246	5.1
諸収入	2,082,435	4.0
市債	5,310,600	10.2

資料：財政課

(2) 歳出（目的別）

平成30(2018)年度

単位：千円、%

区 分	決 算 額	構 成 比
歳出総額	49,329,528	100.0
議会費	330,604	0.7
総務費	5,607,715	11.4
民生費	16,138,058	32.7
衛生費	3,377,317	6.8
労働費	14,713	0.0
農林水産業費	2,060,003	4.2
商工費	1,904,583	3.9
土木費	5,600,327	11.4
消防費	1,781,748	3.6
教育費	7,783,895	15.7
災害復旧費	0	0.0
公債費	4,730,565	9.6
諸支出金	0	0.0
予備費	0	0.0

資料：財政課

(3) 歳出（性質別）

平成30(2018)年度

単位：千円、%

区 分	決 算 額	構 成 比
歳出総額	49,329,528	100.0
義務的経費	21,625,651	43.8
人件費	6,288,948	12.7
扶助費	10,606,138	21.5
公債費	4,730,565	9.6
投資的経費	7,971,210	16.2
普通建設事業費	7,971,210	16.2
災害復旧費	0	0.0
その他の経費	19,732,667	40.0
物件費	7,484,545	15.2
維持補修費	479,664	1.0
補助費等	4,308,824	8.7
積立金	1,659,795	3.3
投資及び出資金	0	0.0
貸付金	1,120,554	2.3
繰出金	4,679,285	9.5

資料：財政課

15-2 特別会計・企業会計決算状況

(1) 特別会計

平成30(2018)年度

単位：千円

会 計 名 称	歳入決算額	歳出決算額
総額	26,716,669	25,681,270
国民健康保険特別会計	14,033,267	13,437,949
後期高齢者医療特別会計	1,117,606	1,109,365
介護保険特別会計	8,050,467	7,722,935
下水道事業特別会計	3,111,302	3,040,878
農業集落排水事業特別会計	118,351	112,606
温泉事業特別会計	58,497	45,572
墓地事業特別会計	4,763	3,527
産業団地造成事業特別会計	222,416	208,438

資料：財政課

(2) 企業会計

平成30(2018)年度

単位：千円

会 計 名 称	区 分	収入決算額	支出決算額
水道事業	収益的収支	2,841,472	2,441,995
	資本的収支	382,619	1,435,750

資料：水道課

15-3 市税収入状況

平成30(2018)年度

単位：千円、%

項 目		調 定 額	収 入 済 額	徴 収 率	
総額	総額	20,793,772	19,363,722	93.12	
	現年度	19,284,550	19,013,207	98.59	
	滞納繰越	1,509,222	350,515	23.22	
市民税	総額	8,287,218	7,893,902	95.25	
	個人	総額	6,485,665	6,123,216	94.41
		現年度	6,088,955	5,997,601	98.50
		滞納繰越	396,710	125,615	31.66
	法人	総額	1,801,553	1,770,686	98.29
		現年度	1,773,477	1,765,852	99.57
滞納繰越		28,076	4,834	17.22	
固定資産税	総額	10,422,804	9,510,048	91.24	
	固定資産税 (交付金を 除く)	総額	10,341,601	9,428,845	91.17
		現年度	9,384,708	9,236,858	98.42
		滞納繰越	956,893	191,987	20.06
交付金	81,203	81,203	100.00		
軽自動車税	総額	396,628	361,055	91.03	
	現年度	361,756	351,405	97.14	
	滞納繰越	34,872	9,650	27.67	
たばこ税		1,002,640	1,002,640	100.00	
特別土地 保有税	総額	0	0	-	
	現年度	0	0	-	
	滞納繰越	0	0	-	
入湯税	総額	149,084	131,678	88.32	
	現年度	132,351	128,245	96.90	
	滞納繰越	16,733	3,433	20.52	
都市計画税	総額	535,398	464,399	86.74	
	現年度	459,460	449,403	97.81	
	滞納繰越	75,938	14,996	19.75	

資料：収税課

15-4 財政関係指標

(1) 財政力指数・経常収支比率

単位：千円、%

年 度	基準財政 需要額	基準財政 収入額	標準財政規模	財政力指数	経常収支 比率
平成25年度	19,013,745	15,813,516	27,766,537	0.807	92.9 (96.5)
26	19,185,805	15,954,091	27,544,974	0.820	95.8 (99.6)
27	19,834,806	16,132,389	27,598,935	0.826	94.7 (98.3)
28	20,219,765	16,233,495	27,386,549	0.816	96.7 (101.2)
29	20,234,815	16,246,393	27,403,079	0.806	93.7 (99.3)
30	20,447,684	16,768,469	27,414,501	0.809	97.5 (104.2)

資料：財政課

【用語の説明】

○基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、標準的な行政活動を合理的水準で行うために必要と想定される経費。

○基準財政収入額

普通交付税の算定基礎となるもので、標準的に収入される税収入（譲与税、交付金を含む）の一定割合の額。

【参考】普通交付税＝基準財政需要額－基準財政収入額

○標準財政規模

一般財源の標準的な大きさを示すもので、基本的な財政指標や財政健全化指標の分母となる。
標準財政規模＝標準財政収入額＋地方譲与税等＋普通交付税額＋臨時財政対策債発行可能額

○財政力指数

標準的な行政活動を行うために必要な財源をどの程度自力で調達できるかの割合。

財政力指数 ＝ 基準財政収入額 ÷ 基準財政需要額

○経常収支比率

人件費や扶助費、公債費等の経常的な経費に、地方税や地方交付税等の一般財源がどの程度充てられたのかを見るもので、財政構造の弾力性を判断する指標。

経常収支比率 ＝ 経常経費充当一般財源 ÷ 経常一般財源総額 × 100

(2) 健全化判断比率及び資金不足比率（財政健全化法）

（一般会計等）

単位：％

	健全化判断比率			
	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成28年	—	—	4.1	—
29	—	—	3.8	—
30	—	—	4.2	—
早期健全化基準	11.94	16.94	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

資料：財政課

（注）実質赤字比率、連結実質赤字比率は赤字を生じていないため「—」と表記している。

将来負担比率は将来負担額をそれらに充当できる財源が上回っており比率が算定されないため「—」と表記している。

早期健全化基準、財政再生基準は平成30（2018）年度のものである。

単位：％

	資金不足比率			
	下水道事業特別会計	農業集落排水事業特別会計	温泉事業特別会計	水道事業会計
平成28年	—	—	—	—
29	—	—	—	—
30	—	—	—	—
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0	20.0

資料：下水道課、塩原支所産業観光建設課、水道課

（注）資金不足比率は資金不足を生じていないため「—」と表記している。

経営健全化基準は平成30（2018）年度のものである。

【用語の説明】

○実質赤字比率

一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する割合を示し、一般会計等における赤字発生の有無と財政悪化の程度を把握する指標。

○連結実質赤字比率

一般会計等に公営事業会計を加えた全会計の実質赤字額の標準財政規模に対する割合を示し、地方公共団体全体の財政における赤字発生の有無と財政悪化の程度を把握する指標。

○実質公債費比率

一般会計等が支払う地方債等の元利償還金に下水道事業などの公営企業が支払う元利償還金に対する繰出金や一部事務組合等が支払う元利償還金に対する負担金を加えた金額の標準財政規模に対する割合を示し、公債費（借入金の返済）による財政負担の程度を把握する指標。

○将来負担比率

出資法人等を含めた一般会計等の実質的負債（将来負担すべき負債額から当該負債額の償還に充てられる財源を控除した額）の標準財政規模に対する割合を示し、地方公共団体の将来的な負担の程度を把握する指標。

○資金不足比率

各公営企業会計の資金不足額の事業の規模に対する割合を示し、公営企業の経営状態の悪化の程度を把握する指標。

○早期健全化基準

財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的に財政の健全化を図るべき基準として定められた数値。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められ、4つの健全化判断比率のうち一つでもこの基準を超えた場合、「財政健全化計画」を策定して自主的な改善努力による財政の健全化に取り組まなければならない。

○財政再生基準

財政状況が著しく悪化した状況において、計画的に財政の健全化を図るべき基準として定められた数値。実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて定められ、3つの健全化判断比率のうち一つでもこの基準を超えた場合、「財政再生計画」を策定して国等の関与による財政再生を行わなければならない。

○経営健全化基準

自主的かつ計画的に公営企業の健全化を図るべき基準として資金不足比率について定められた数値。この基準を超えた場合、「経営健全化計画」を策定して早期に経営健全化に向けた取組みを行わなければならない。